

○国立大学法人名古屋大学総長選考規程

(平成 17 年 3 月 26 日規程第 393 号)

改正 平成 19 年 3 月 28 日規程第 106 号 平成 20 年 3 月 23 日規程第 115 号
平成 20 年 10 月 14 日規程第 21 号 平成 21 年 2 月 21 日規程第 39 号
平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号 平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号
平成 25 年 10 月 24 日規程第 53 号 平成 27 年 3 月 23 日規程第 99 号
平成 29 年 2 月 15 日規程第 105 号

(趣旨)

第 1 条 国立大学法人名古屋大学総長（国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号。以下「法」という。）第 10 条第 1 項に定める学長をいう。以下「総長」という。）の選考については、法に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(選考の開始)

第 2 条 国立大学法人名古屋大学総長選考会議（以下「選考会議」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、総長候補者を選考する。

- 一 総長の任期が満了するとき。
- 二 総長が辞任を申し出たとき。
- 三 総長が欠員となったとき。
- 四 総長が解任されたとき。
- 五 総長が前各号以外の事由により職務の遂行ができなくなったとき。

2 総長候補者の選考は、前項第 1 号の場合にあっては、任期満了の日から少なくとも 4 月前に、同項第 2 号から第 5 号までの場合にあっては、当該事由の発生後 1 月以内に開始する。

(総長の任期)

第 3 条 総長の任期は、本学の運営における中期計画の重要性に鑑み、その策定及び実施期間を踏まえるものとする。

2 総長の任期は、4 年とし、選考会議による中間評価に基づき、引き続き再任されることができ。

この場合において、再任後の任期は 2 年とし、引き続き 6 年を超えて在任することはできない。

3 前項前段に定める 4 年の任期を第一期とし、後段に定める 2 年の任期を第二期とする。

4 総長が第一期満了後再任されない場合、選考会議は、第 2 条第 1 項第 1 号に基づき、総長候補者を選考する。

この場合における、当該総長の任期は、第 2 項の規定にかかわらず、2 年とする。

5 前項に基づき選考された総長は、その任期満了後、第 6 条第 2 項又は同条第 3 項に定める候補者となることができる。

6 前項の候補者が、総長に就任する場合の任期については、第 2 項の規定を適用する。ただし、当初の就任以後、引き続き 8 年を超えて在任することはできない。

(欠員となった場合における後任の総長の任期)

第4条 総長が欠員となった場合における後任の総長の任期は、前条第3項に定める各期における前任者の残任期間とする。

2 第一期において欠員となった場合における後任の総長は、前項に定める任期満了後、引き続き第二期において再任されることができる。

3 第二期において欠員となった場合における後任の総長は、第1項に定める任期満了後、第6条第2項又は同条第3項に定める候補者となることができる。

4 前項の候補者が、総長に就任する場合の任期については、前条第2項の規定を適用する。ただし、当初の就任以後、引き続き8年を超えて在任することはできない。

(中間評価)

第5条 選考会議は、第一期の開始から3年を経過した後、当該総長に係る就任以後の業績等に対する中間評価を行い、第二期への再任について決定する。ただし、前条第2項に定める後任の総長に対する中間評価の実施については、改めて選考会議において決める。

(候補者の推薦)

第6条 選考会議は、総長候補者の選考を行うに際し、総長に求められる資質、能力等に関する総長候補者の資格及び選考基準について、学内外に公表する。

2 選考会議は、総長候補者の選考に当たり、学内の推薦人による候補者の推薦を求める。

3 経営協議会は、前項による候補者以外の者を別に候補者として推薦することができる。この場合において、推薦できる人数は、2名以内とする。

4 前2項の推薦に当たっては、あらかじめ当該候補者の同意を得なければならない。(学内からの推薦)

第7条 選考会議は、前条第2項に定める推薦を求めるため、教育研究評議会に候補者推薦管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 選考会議は、学内の推薦人による候補者に対し、本学の将来構想、大学運営等に関し、学内に対して所信を表明する機会を与えなければならない。

3 選考会議は、学内の推薦人による候補者が5名を超えた場合は、委員会に学内投票(以下「予備投票」という。)を実施させる。

4 前項に定める予備投票を実施した場合は、得票多数の5名の者(得票同数であるために5名を超える場合にあっては、当該5名を超える分を加えた数の者)を学内の推薦人による候補者とする。

5 第1項から前項までに定めるもののほか、委員会の組織、所信表明、予備投票等については、別に定める。

(総長候補者名簿の確定)

第8条 選考会議は、学内の推薦人による候補者及び経営協議会からの推薦に基づき、総長候補者名簿を作成する。

(総長候補者への質疑等)

第9条 選考会議は、総長候補者に対し、公開質疑を行うものとする。

2 公開質疑の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(意向投票)

第 10 条 選考会議は、総長候補者について、学内の意向を調査するため、意向投票を行う。

2 選考会議は、意向投票を実施するため、教育研究評議会に投票管理委員会を置く。

3 前 2 項に定めるもののほか、意向投票の方法等については、別に定める。

(最終候補者の選考)

第 11 条 選考会議は、第 6 条第 1 項に定める総長候補者の資格及び選考基準に照らし、意向投票の結果を参酌して、総長候補者の中から 1 名（以下「最終候補者」という。）を選考する。

2 前項の選考にあたっては、あらかじめ選考会議において、総長候補者に対し、ヒアリングを実施する。

3 国立大学法人名古屋大学総長選考会議規程（平成 16 年度規程第 39 号）第 5 条第 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の選考は、選考会議委員による合議により行う。ただし、合議により難いと認める場合は、委員による投票を行うことができる。

4 前項ただし書の場合は、投票で最多の票を得た者を最終候補者とする。ただし、最多得票者が複数ある場合、選考会議議長は、各委員から意見を聴取し、これを参酌した上で、最多得票者のうちから最終候補者を選考する。

(公表)

第 12 条 選考会議は、第 5 条に定める中間評価の結果、第 7 条第 3 項に定める予備投票の結果、第 8 条に定める総長候補者名簿、第 10 条第 1 項に定める意向投票の結果並びに第 11 条第 1 項に定める最終候補者の選考の結果及び理由について遅滞なく学内外に公表する。

(再選考)

第 13 条 第 11 条により選考された最終候補者が就任するまでの間に次に掲げる事項に該当する場合、選考会議は、改めて第 11 条による最終候補者の選考を行う。

一 心身の故障のため職務の遂行に耐えないと認められる場合

二 やむを得ない事由により辞退する場合

三 その他総長たるに適しないと認められる場合

(雑則)

第 14 条 この規程に関し必要な事項は、選考会議において、別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 17 年 3 月 26 日から施行する。

2 国立大学法人名古屋大学総長の選考に関する暫定基準（平成 16 年度基準第 2 号）は、廃止する。

3 この規程の施行の際、現に総長である者の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 21 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 19 年 3 月 28 日規程第 106 号)

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 23 日規程第 115 号)

この規程は、平成 20 年 3 月 23 日から施行する。

附 則(平成 20 年 10 月 14 日規程第 21 号)

この規程は、平成 20 年 10 月 14 日から施行し、平成 20 年 9 月 10 日から適用する。

附 則(平成 21 年 2 月 21 日規程第 39 号)

この規程は、平成 21 年 2 月 21 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日規程第 92 号)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 30 日規程第 90 号)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 10 月 24 日規程第 53 号)

この規程は、平成 25 年 10 月 24 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 23 日規程第 99 号)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に総長である者の任期は、改正後の第 3 条第 2 項の規定にかかわらず、平成 33 年 3 月 31 日までとする。
- 3 この規程の施行の際、現に総長である者が欠員となった場合の後任の総長の任期は、改正後の第 4 条の規定にかかわらず、その残任期間等を考慮し、選考会議において決定する。
- 4 この規程の施行の際、現に総長である者の中間評価については、改正後の第 5 条の規定にかかわらず、なお従前のおりとする。
- 5 この規程の施行の際、現に総長である者が欠員となった場合の後任の総長の選考方法は、改正後の総長候補者の選考方法に係る規定にかかわらずその残任期間等を考慮し、選考会議において決定する。

附 則(平成 29 年 2 月 15 日規程第 105 号)

- 1 この規程は、平成 29 年 2 月 15 日から施行する。
- 2 総長選考における意向確認投票に関する了解事項（平成 17 年 4 月 19 日教育研究評議会決定）は、廃止する。